

に阿波民部大輔成良か嫡子傳内左衛門尉成直、三千餘騎にて伊豫へ越へたり、召捕て進らせよと下知す、命に依て座を起つ、義盛は究竟の山賊海賊古盗人の謀賢き男なり、先下船を一人出し立て次第脛巾褰笠に旅籠持ちて、傳内左衛門に伺ひ遇ふて云ふへき様委しく教へて、一日路を先立て伊豫國へ越ゆ、義盛は三千騎を従へんとて十七騎の勢を具して、一日路さかりて向ひけり、人々嗚呼々々かま敷思ひける、成直は河野か館へ推寄せたれ共、通信をは漏しつ、家の子郎等多く討捕り、館に火懸て首をは兼て進り、虜共あまた編連れて、屋嶋も覺束なしとて伊豫より讃岐へ歸りけり、道にて夫男に會ふ、傳内左衛門尉已は何れの所よりいつくへ通る者ぞと問ふ、彼男屋嶋より伊豫へ罷る者にて候と答ふ、借屋嶋には何事かあると問ふ、夫男答へて云ふ様は、伊豫國の河野四郎殿の伯父福良新三郎殿の頸實掬の日、

源氏九郎判官と名乗て、雲霞の勢屋嶋の内裏へ押寄せて、夥しき軍にて候しか、源氏の爲に内裏を焼かれて、平家は船に乗て下會々々戦ひ給ひし程に、平家は無勢に御座し、源氏は大勢なれば、平家軍に引けて大臣殿父子小松殿公達生捕られ給ひぬ、櫻間大夫殿は十七日阿波の勝浦の軍に虜と被露わり、民部大輔殿は軍破れて降人に參られけり、其の外の人々死ぬるも捕らるゝもいくらも有りと聞ぬ候き、熊登殿こそ由々しく御座しけれ、源氏も其手に多く討たれて、終には小船に乗て漕出し海に沈み給ひぬとて、上下嘆き奉り候き、東國の勢はさる事にて、熊野別當とて二百艘の兵船を漕き、河野四郎殿は千餘騎にて屋嶋へ馳せられき、其外五十騎百騎四國九國より馳集まつて、阿波讃岐の浦々は軍兵にて候、判官は暫く逗留して、平家の方人を平くへしと承りつる、其外の事は知らずと申して過ぎぬ、

傳内左衛門此言を聞くより心弱く思て、一所にて何とも成るへかりける者を、由なき伊豫へ越へてけり、父降人に参り給ひける事は、成直を今一度見もし見ぬん爲歟、但し下臈の説信用に足らず、實否を聞かんとて馬を打て行く程に讃岐國三木郡琴造の宮（著者曰く三木郡に琴造の宮なし、又成直伊豫より東行し、義盛及下臈は山田郡屋嶋より西行し、兩者途中にて相逢ひしものなれば、三木郡にあらざるとは論を俟たず、是れ豊田郡琴彈の宮の誤記なり）と云ふ所にて、伊勢三郎と傳内左衛門尉と行會ひたり、義盛マサノブ踏張り弓杖つき、あれは傳内左衛門尉と見るは儲目歟、是は源氏の郎等に伊勢の三郎義盛と云ふものなり、平家は屋嶋の軍に負けて、内裏以下人々の家々皆焼けぬ、大臣殿父子小松殿の公達、耻あるは大抵虜られ給ひぬ汝か父民部大輔は頸を延て降人に参す、櫻間大夫勝浦にて虜る、此の二

人義盛預かる、汝が父は降人なれば頸をは繼ぐへし、櫻間大夫は死罪遁れ難し、種々歎き申す間御恩に申しかへんと存す、能登殿こそ由々敷振舞給ひたりしか、判官殿乳母子佐藤三郎兵衛鎌田藤次を始として多くの郎等討たれぬ、結句舟に乗り海に入り給ひぬ、實の大將軍と覺へれ、抑汝源氏に隨ひ奉るへさか、猶意趣あるか、民部大輔の降人に参る事、今一度汝を見んどの恩愛の情と存す、父をも見故郷にかへらんと思は、義盛につけ命をは申し請くへし、斯く云ふをそむき給は、通し侍るましと云ひ、弓取直し矢束を解く、成直は夫男か詞義盛口上相違なしと思ひければ、父左様に参りける上は、成直以て同し事とて、弓を弛し甲を脱きて義盛に従ふ、伊勢三郎申しけるは降人として軍兵を引卒す不審相貽るべしと云ふ、成直郎等に暇をたひ、其より散々に返す、義盛謀澄して判官の許へ將ひ向ふ、十

七騎の勢にて三千餘騎を従へる事、古今類なし云々、

高屋神社 高屋村大字高屋稻積山にあり、土人大伊那祇神社或は稻積大明

神と稱す、延喜式内讃岐國二十四社の一にして、祭神は瓊々杵尊なり、社

傳詳らかならず、今村社たり、

加麻良神社 同村字流岡の小丘にありて、土人丸山神と稱す、延喜神名式

讃岐國二十四座の一にして、祭神は大山咋命なり、社傳詳ならず、

山田神社 柞田村字黒淵にあり、土人稱して山田大明神といひ或は豊神社

といふ、式内讃岐國二十四座の一村にして、祭神は月讀命なり、社傳なき

を以て創造の時代等總て之を知るに由なし、

天神松 常盤村大字植田天満宮の庭内にあり、此松は往昔菅原道真讃岐の

太守たりし時、躬から手植したるものなりと傳ふ、現今幹枝數百歩に盤偃

し、千歳の色を示し、好事の人遠くより來り見るもの多し、

黒嶋神社 豊田村大字池の尻にあり、延喜式内讃岐國二十四座の一社にし

て、祭神に就きては數説あり一定せず、或は閻御津羽神といひ、或は關山

祇命といひ、或は黒雷神又は佐須良姫命ともいふ、今小社なり、

栗井神社 紀伊村大字粟井にあり、古來刈田大明神と稱し來れり、延喜式

内讃岐國二十四座の一社にして、祭神は天太玉命なり、古代は頗る大社に

して、豊田一郡の貢を此神の供料に充てたりしといふ、

於神社 同村同字の内小字上野にあり、二十四社の一にして土人上野八幡

宮といふ、祭神は埴安姫命或は 應神天皇といひ一定せず、

雲邊寺山 一名を巨甕山といひ五郷、河内兩村の間にありて、阿波國三好

郡に跨り、其高さ海面より三百六十丈、山麓より頂上に登る一里十六丁に

して、初夏の候といへとも往々残雪を認む、山嶺に雲邊寺あり、眞言宗巨
 龍山千手院と號す、本尊は僧空海作三尺三寸の千手觀世音菩薩なり、此寺
 は空海の創造に係り、嵯峨天皇の勅願寺として、往昔は輪奐たる堂塔全
 山に連なりしといふ、今は四間四面の本堂、三棟建の護摩堂、三間四面の
 大師堂、其他鐘樓大門等を存す、寶物中に空海の眞蹟なる引目大師の軸、
 不動明王の軸、愛染明王の軸等あり、

南海治亂記に曰く、天正五年長曾我部元親雲邊寺に攀上りて、伊豫讃岐の
 國情を見分す、此寺は弘法大師の開地にして觀音所在の靈山なり、四國の
 辻に在て、佛殿四隅の柱四ヶ國に根を下す、國は讃州に近く、里は阿波の
 大西白地に近し、高山の絶頂なる故に雲邊寺といふ、伊豫讃岐眼下に見へ、
 九州中國眼の邊りに見る大山なり、常に雲霧絶へず、初夏に雪を戴き、海

上より見ゆる大山なり、元親住僧に問て曰く、我今豫岐兩國を治平せんと
 思ふは如何、住僧曰く、何を君少を以て多を望まんや、君は土州の天君な
 り、四ヶ國の蓋には及へからず、茶釜の蓋を以て水桶の蓋にせんとするか
 如し、茶釜に合へし水桶には及へからず、其不及に至ては不及のみに非ず、
 我が國家を破り罪を子孫の身に受へし、何そ人を穢にして人の國を奪ふ事
 を喜んや、君は土佐國の蓋をなし玉ひて宜しきのみ、是より兵を班し玉へ
 といひて、其後大國にて利を貪りて師を興し、功ありといへとも終に亡ひ、
 義を以て師を擧げ、天命を受けて昌ふる者の事ともを語りて、時を移す聞く
 人皆感す云々、

本郡産物の重なるものを擧ぐれば、米、麥、雜穀、實綿、藍葉、菜種、砂糖等に
 して漁利も亦た尠からず

讚岐名勝地誌 (下)

明治卅貳年四月十六日印刷
明治卅貳年四月十五日發行

著者 廣井 汲

高松市丸龜町六拾七番戶

發行者 宮脇仲次郎

大阪市西區阿波座一番丁六十番屋敷
大阪製本印刷株式會社代表者

印刷者 矢野松之助

印刷所 大阪製本印刷株式會社



新刊廣告

讚岐地圖

名勝寫真版拾餘種插入及說明付

全壹折
金八錢

高松丸龜

琴平多度津

市街地圖

根本如也著石版著色

全壹折
金八錢

民法之骨

川口辨護士著

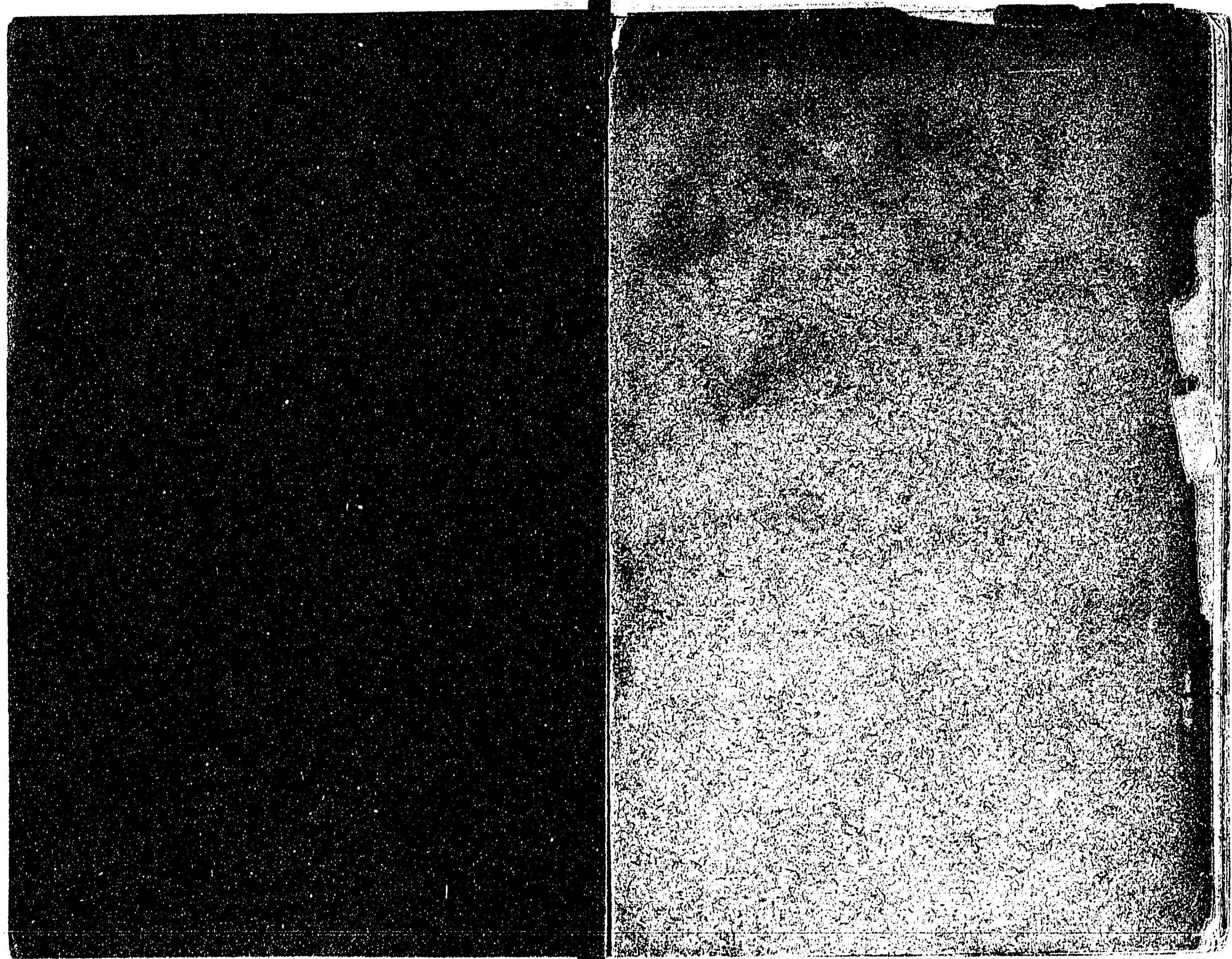
全壹册
金拾五錢

大日本讀本字引

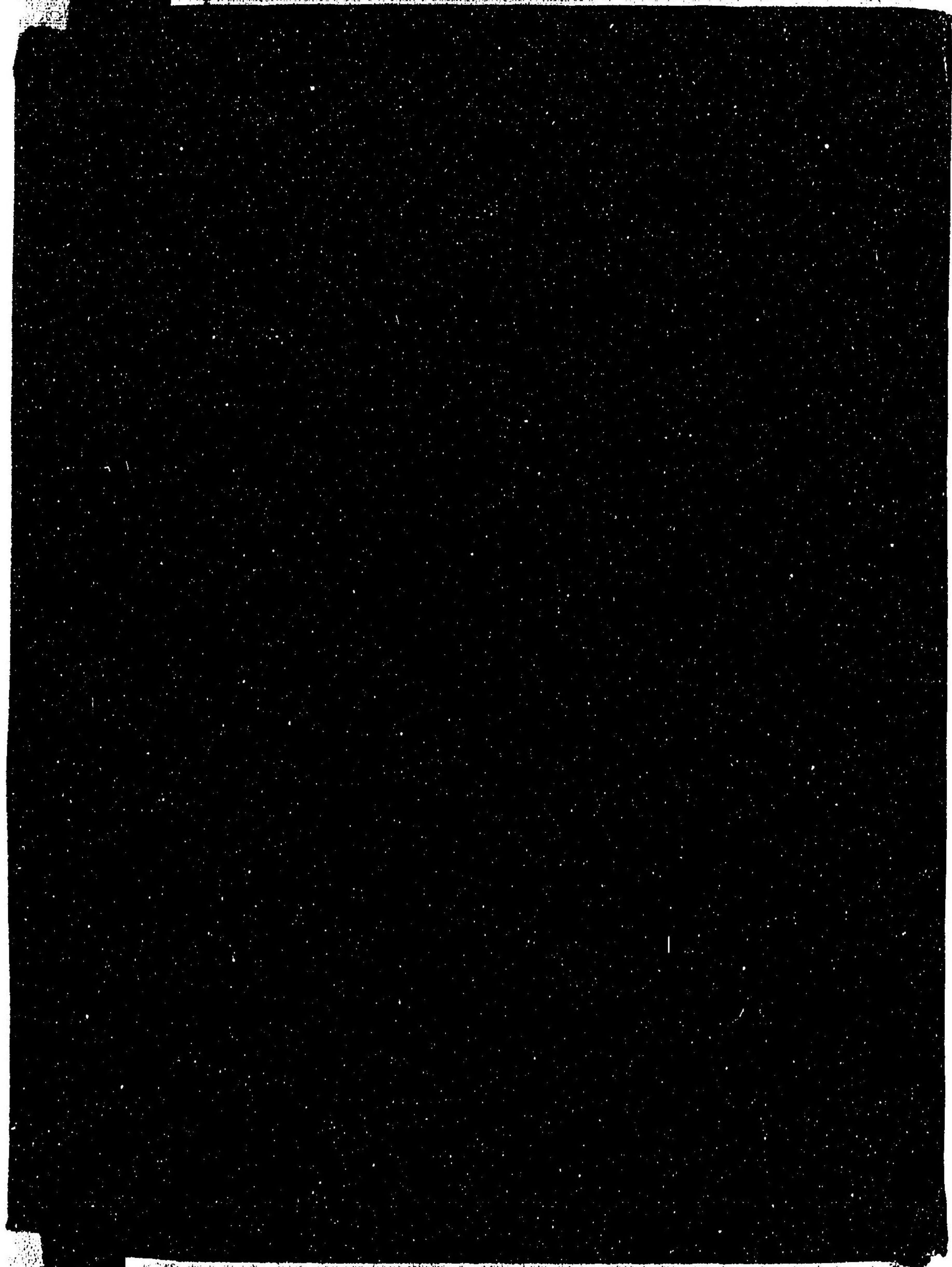
開益堂編纂

全貳册
金拾六錢

右之外續々有益ナル著書發行可致候也



71
486



71
436

026076-000-4

71-436

讚岐名勝地誌

広井 汲/著

M32

ADC-3730



